

家庭用暖房契約定義書

2019年10月1日

新日本瓦斯株式会社

目 次

1. はじめに.....	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	2
5. 使用量の算定.....	2
6. 料金.....	2
7. 単位料金の調整.....	3
8. 精算.....	4
9. 設置確認.....	4
10. その他.....	4
付 則.....	5
1. 本定義書の実施期日.....	5
(別 表).....	6
1. 適用区分.....	6
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	6
3. 料金表1.....	8
4. 料金表2.....	10

1. はじめに

この定義書は、家庭用ガス暖房機器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資するとともに、より安全なガス機器の普及促進と、天然ガスを有効的に利用することにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を削減させ環境保全に寄与することを目的といたします。

2. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」…エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。ただし、温水もしくは冷媒を利用して暖房を行うシステムは除きます。
- (2) 「暖房機器安全装置」…暖房機器に内蔵された「立ち消え安全装置」、「不完全燃焼防止装置」及び「転倒時消火装置」の全てを有するものをいいます。
- (3) 「居室」…居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (4) 「専用住宅」…居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (5) 「併用住宅」…店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「暖房期」…12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。
- (7) 「その他期」…5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日から11月検針日まで）までの7か月間をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」…消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準にたいする割合をいいます。なお、この定義書においては10パーセントといたします。

3. 適用条件

- (1) 専用住宅及び併用住宅の居室部分で暖房機器安全装置を有する暖房機器をお客さまが所有し使用する需要で、お客さまがこの定義書の適用を希望される場合に適用いたします。ただし、強制給排気方式の暖房機器に限り、暖房機器安全装置を有しない機器であってもこの定義書を適用できるものとします。
- (2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。

4. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、お客さまが、この定義書を承諾のうえ、当社に使用を申し込んでいただき、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにこの定義書に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の定義書（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまがこの定義書又は当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この定義書の申し込みを承諾できないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより、算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより、算定いたします。

6. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休

日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、別表の料金表1と料金表2を適用して早収料金又は遅収料金を算定いたします。

7. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.076 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

41,570円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定の結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が66,510円以上となった場合は、66,510円といたします。

なお、トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

(算式)

$$\text{平均原料価格} = (\text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9771 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0474)$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

8. 精算

すでにこの定義書を適用のお客様で、3に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款に定める料金とすでにお支払いただいた料金との差額を申し受けます。

9. 設置確認

- (1) 当社は、3に定める適用条件が満たされているかどうかを、定期保安検査時に確認させていただくと共に、必要に応じて随時確認させていただく場合があります。この場合には正当な理由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は、この定義書の申し込みを承諾できない、又は、速やかにこの定義書に基づく契約を解約し、解消日以降ガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) お客さまが、暖房機器を取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、その時点で、この定義書に基づく契約を解約したものといたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本定義書の実施期日

本定義書は、2019年 10月 1日から実施いたします。

(別 表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が19立方メートルを超え、77立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が77立方メートルを超え、194立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が194立方メートルを超え、454立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が454立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。

(2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 割引額は、割引前料金額に料金表2に定める割引額を乗じて算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合の割引額は0円といたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。
(小数点以下端数切捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

3. 料金表1

(1) 料金表A

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	700.70円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	---------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	169.98円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,232.00円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.24円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表C

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,859.00円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	134.15円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表D

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,476.00円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	125.84円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(5) 料金表E

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,628.70円 (消費税相当額を含みます。)
------------------	-----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.11円 (消費税相当額を含みます。)
------------	---------------------------

③ 調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、7の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

4. 料金表2

(1)割引率

適用期間	暖房期	その他期
割引率	10パーセント	-